

南三陸町
一般廃棄物処理基本計画
概要版

平成29年3月

南三陸町

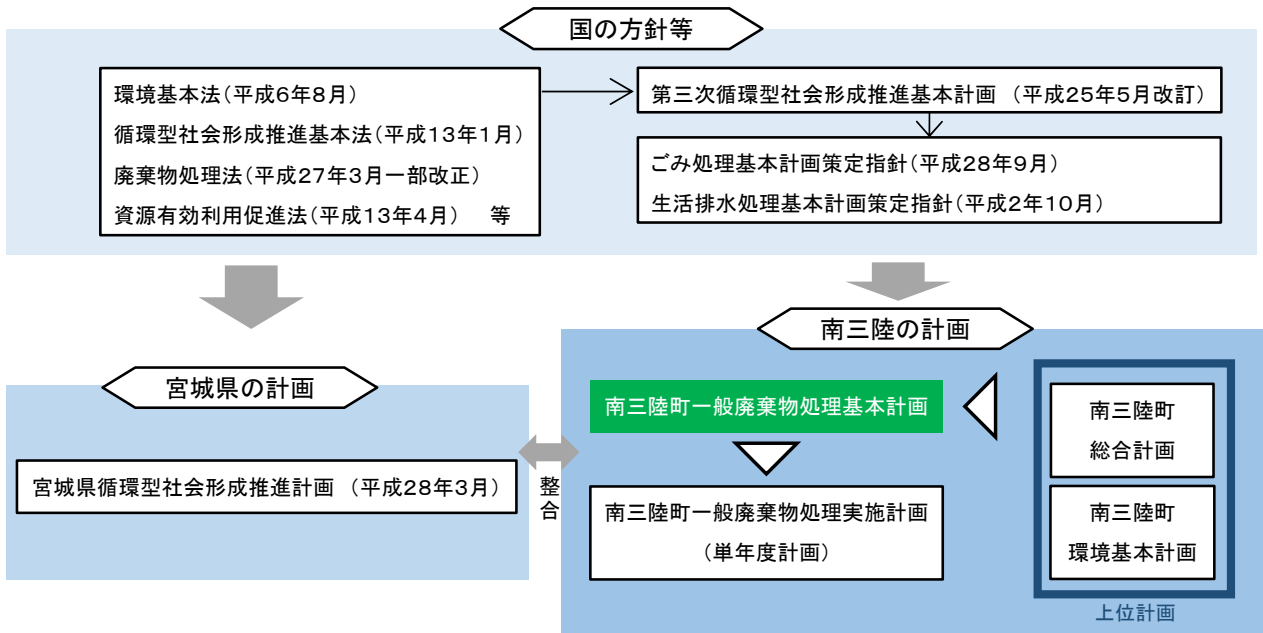


一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに、ごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）によって構成されています。



計画期間

一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。なお、本計画は、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。

また、本計画の目標年度は平成38年度（中間目標年次は平成33年度）とします。

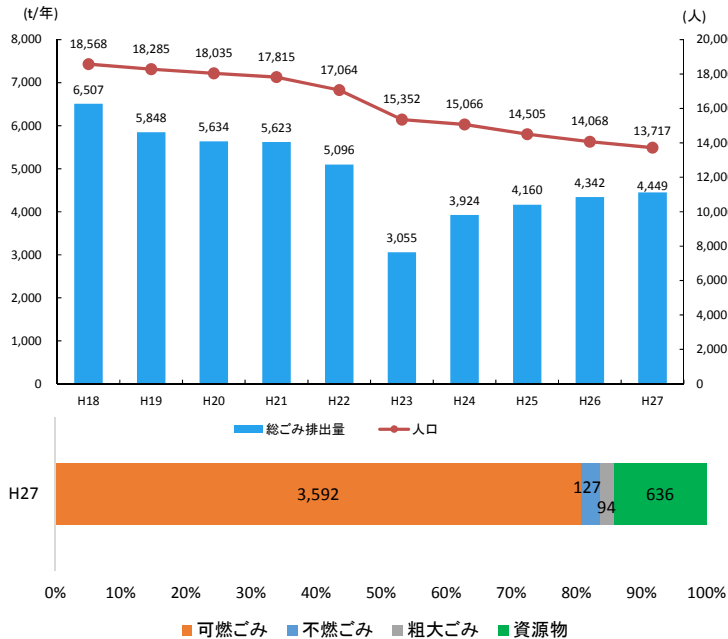


ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状

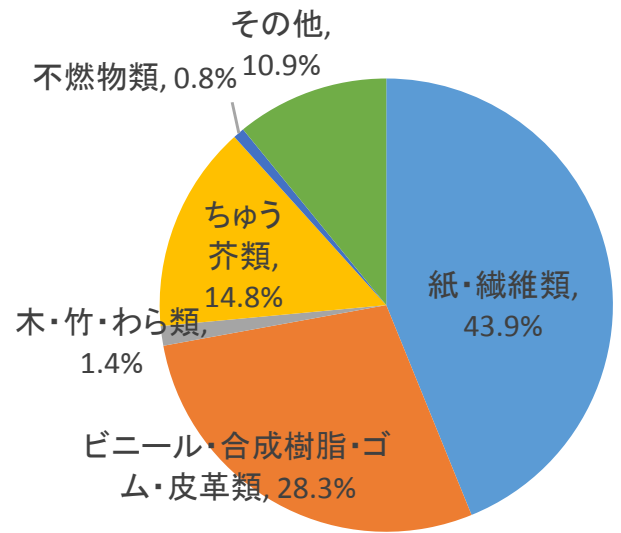
ごみ排出量実績

本町においては人口が減少していますが、東日本大震災以降ごみ量は増加している傾向にあります。



ごみ質

本町におけるピットごみの組成は下図のとおりです。紙・繊維類が最も多く、厨芥類も一定量含まれています。

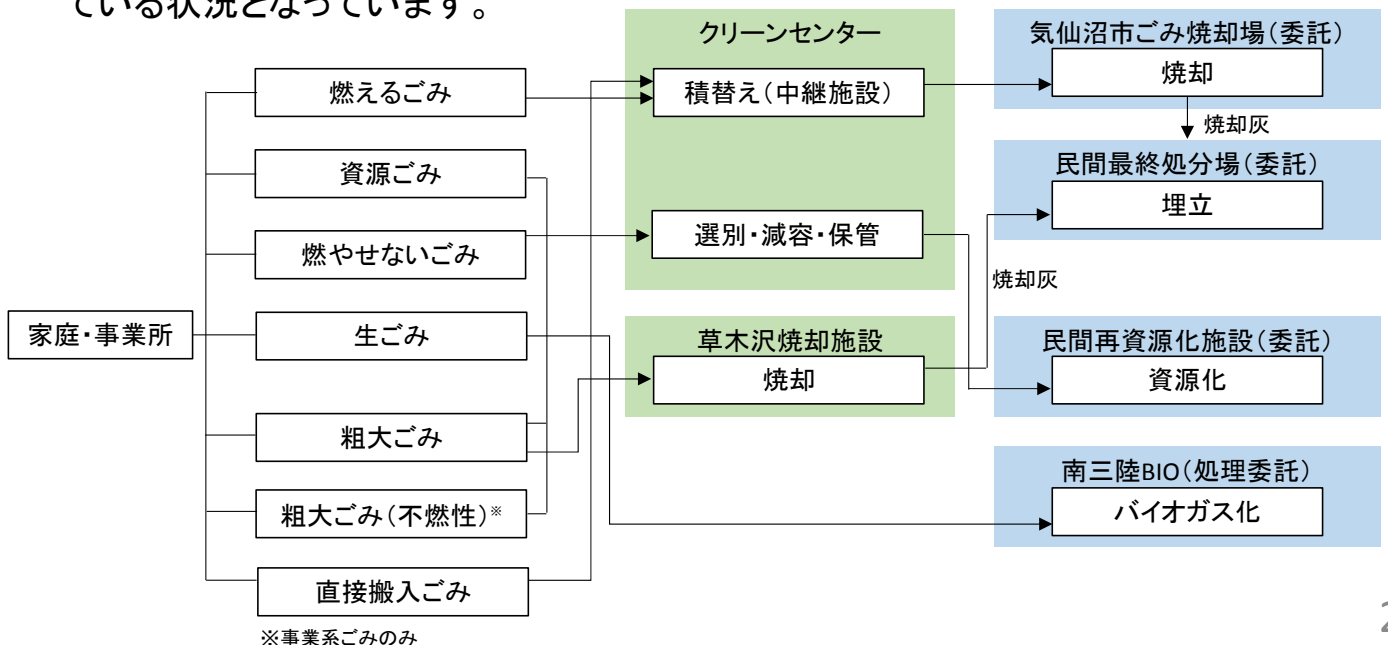


ピットごみの組成 (平成27年度)

ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理フローは以下のとおりです。

クリーンセンターでは積替えや選別・減容・保管等を行っており、気仙沼市ごみ焼却場において焼却処理しており、焼却後の焼却灰等については、民間最終処分場で埋立を行っています。生ごみについては南三陸町BIOにてバイオガス化を推進している状況となっています。



ごみ処理基本計画

ごみ処理における課題

排出抑制・資源化

- 紙類や生ごみを中心としたごみ量の減量
- 分別収集資源の分別徹底
- 生ごみの資源化(バイオガス化、液肥の製造)推進

収集運搬

- 新たな集積所及び収集運搬ルートを検討(高台集団移転への対応)

中間処理

- 民間処理施設等との連携
- 適正な中間処理の推進

最終処分

- 環境面に配慮した適切な最終処分の実施
- 最終処分体制の検討(災害時等のリスク分散)

その他

- 住み良いきれいなまちづくりに向けた取組み
- 水産系廃棄物処理のあり方の検討

ごみ処理の目標

総排出量

平成38年度の総排出量を 3,597トン以下 に抑制します。
(平成27年度実績:4,449トン)

資源化率

平成38年度の再生利用率を 48.2%以上 に引き上げます。
(平成27年度実績:16.1%)

最終処分量

平成38年度の最終処分量を 244トン以下 に削減します。
(平成27年度実績:408トン)

ごみ処理基本計画

実施施策

排出抑制施策

- 1 わかりやすい普及啓発、情報提供
- 2 環境教育、出前講座の推進
- 3 (仮称)ごみ減量・リサイクル推進協力店の表彰・認証制度の検討
- 4 事業系ごみ削減に向けた啓発・指導
- 5 発生抑制の推進
- 6 再使用の促進
- 7 包装の適正化に関する働きかけ
- 8 指定ごみ専用袋制の継続及びごみ有料化の検討

資源化施策

- 1 資源分別回収の実施
- 2 集団回収の検討
- 3 新たな資源化の検討
- 4 生ごみのバイオガス化の推進

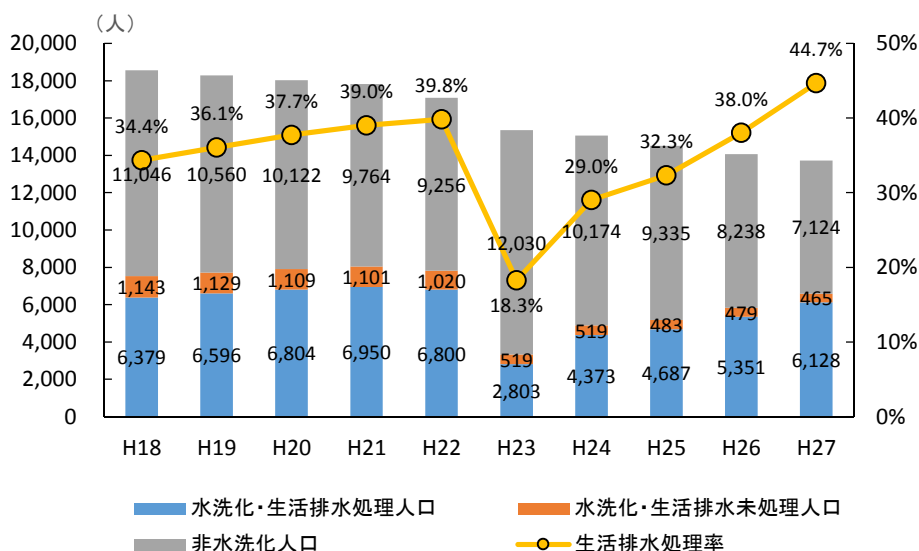
その他推進施策

- 1 施策の推進体制の整備
- 2 きれいなまちづくり
- 3 水産系廃棄物の処理支援
- 4 特別管理一般廃棄物等の適正処理の推進
- 5 産業廃棄物不適正処理防止に向けた関係機関との連携強化

生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

本町における生活排水等の排出状況は以下のとおりです。平成27年度末現在において、計画処理区域内人口13,717人のうち6,128人については、生活排水の適正処理がなされている状況です。



生活排水処理の課題

生活排水処理率の停滞

東日本大震災の影響で平成23年度に生活排水処理率が急落し、その後向上してきていますが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進などにより、今後さらなる向上が必要となります。

処理方式のあり方

今後も引き続き、公共下水道及び漁業集落排水施設を利用した処理を継続する必要があります。

し尿処理施設の老朽化

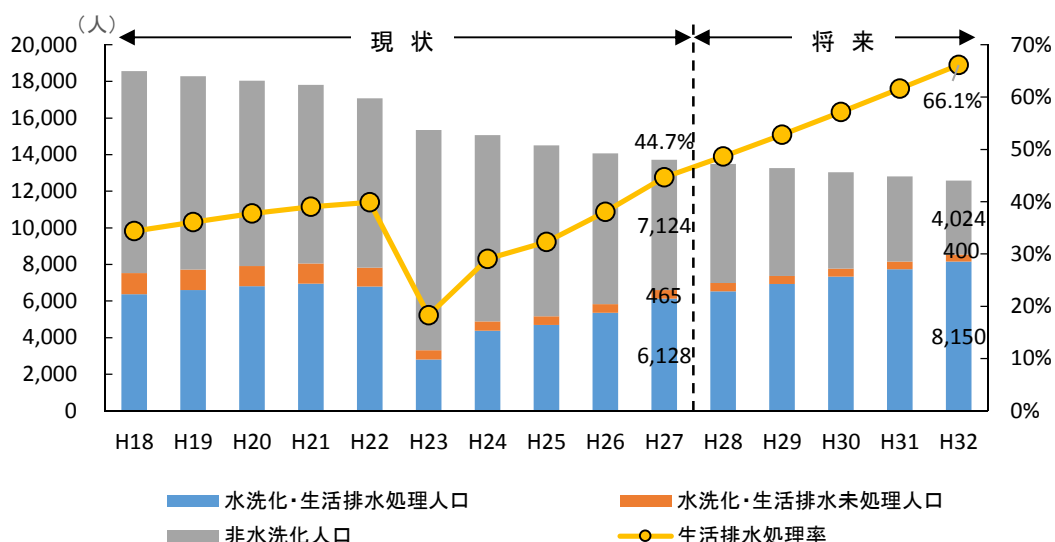
本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、昭和62年度から供用を開始した衛生センターにおいて行っていますが、使用開始から30年経過し、老朽化しています。

生活排水処理基本計画

生活排水の処理目標

生活排水については、処理形態別人口と生活排水処理率について、以下のとおり目標を定めます。

	現在 平成28年3月	目標年度 (平成32年度)
行政区域内人口(人)	13,717	12,321
計画処理区域内人口(人)	13,717	12,321
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	6,128	8,150
生活排水処理率	44.7%	66.1%



実施施策

計画的なし尿収集業務の推進

復興や浄化槽整備が進む中でし尿の排出源の位置や発生量も変化していくことを踏まえ、今後の収集及び処理体制について検討を行います。

公共下水道や漁業集落環境の整備、合併処理浄化槽の整備

集合処理区域においては、公共下水道整備及び漁業集落環境整備などにより、また、単独処理区域においては、合併処理浄化槽の整備により、生活排水を処理します。

啓発活動の実施

町民に対し生活排水対策の必要性、浄化槽の適切な管理・清掃の重要性などを認識していただくよう、広報等により啓発活動を実施します。

南三陸町一般廃棄物処理基本計画
概要版

発行年月 平成29年3月

南三陸町 環境対策課

〒986-0792

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2

TEL 0226-46-2600

FAX 0226-46-5348

ホームページ

<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>